



2019年度

コミュニティ施設耐震診断費補助事業

集会所や公民館などの
地域住民のみなさんが
広く使用している
コミュニティ施設の
耐震化への支援はないかな？



©Kasugai City 2008

書のまち春日井「道風くん」

春日井市では、地域住民が利用する
コミュニティ集会施設の耐震化を促進するため、
昭和56年5月31日以前に着工された施設に関して行われる
耐震診断に対して、先着順で補助金を交付します。

**補助限度額：木造5万円
非木造120万円**

対象経費、申込方法などは次のページにてご確認ください。ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問合わせください。

■お問合せ先■ 総務部市民安全課 電話：85-6072

■お申込み先■ まちづくり推進部建築指導課 電話：85-6328



対象施設	<p>春日井市内にあるコミュニティ集会施設のうち次のいずれも満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学習、教養、集会等健全なコミュニティ活動の用に供し、その使用が特定の者に限定されず、広く地域住民が使用可能な施設 2 昭和56年5月31日以前に着工された施設 3 耐震改修工事を行っていない施設
-------------	---

対象者	<p>区、町内会、自治会、学区その他一定の地域と、そこに居住する住民を基盤として、その意思統一がある団体 ※ただし、専ら政治、宗教又は営利を目的とする団体を除く。</p>
------------	--

補助額等	<p>耐震診断に要する費用の1/2、かつ市の定める限度額以内とします。また、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="342 922 1342 1460"> <thead> <tr> <th data-bbox="342 922 456 1004">区分</th> <th data-bbox="456 922 971 1004">補助対象経費</th> <th data-bbox="971 922 1206 1004">補助率</th> <th data-bbox="1206 922 1342 1004">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="342 1004 456 1212">木造</td> <td data-bbox="456 1004 971 1212">建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価するために必要な経費</td> <td data-bbox="971 1004 1206 1460" rowspan="2">補助対象経費の1/2</td> <td data-bbox="1206 1004 1342 1212">5万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="342 1212 456 1460">木造以外</td> <td data-bbox="456 1212 971 1460"></td> <td data-bbox="1206 1212 1342 1460">120万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助対象経費	補助率	限度額	木造	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価するために必要な経費	補助対象経費の1/2	5万円	木造以外		120万円
区分	補助対象経費	補助率	限度額									
木造	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価するために必要な経費	補助対象経費の1/2	5万円									
木造以外			120万円									

事前相談書の提出

耐震診断費補助を希望される方は、事前相談書に必要事項を記入し、まちづくり推進部建築指導課へご提出ください。
内容を確認し、先着順にて受付をいたします。



補助金交付申請書の提出

補助金交付申請書と次の添付書類をまちづくり部建築指導課へご提出ください。

■添付書類■

- (1) 団体の規約、役員名簿及び前年度の収支決算書
- (2) 耐震診断を行う施設の建築年月日、構造等が分かるもの
- (3) 耐震診断費の見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類



補助金交付決定

交付申請書を受付後、内容を審査し、問題がなければ、市から補助金の交付決定を通知します。
補助金の交付の決定を受ける前には、耐震診断の契約をしないでください。



耐震診断契約の締結

補助金の交付決定後、耐震診断契約を締結してください。



事業完了、実績報告書の提出

補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日
又は補助金交付の決定があった日の属する年度の3月末のいずれか早い期日までに、
完了実績報告書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

■添付書類■

- (1) 耐震診断結果報告書の写し（耐震診断員の記名及び捺印のあるものに限る。）
- (2) 領収書の写し

提出後、内容を審査し、問題がなければ、市から補助金の確定通知及び請求書を送付します。



補助金の請求

送付されてきた請求書に必要事項を記入し、総務部市民安全課へご提出ください。
通常、請求からお支払まで1ヶ月程度かかります。



■木造住宅無料耐震診断■

事業内容▶ 県の講習を受け登録された耐震診断員が、木造住宅の耐震診断を行います。
対 象▶ 現在居住していて、昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法、伝統構法の住宅
問合せ先▶ 総務部市民安全課（TEL:85-6072）

■木造住宅耐震改修費補助事業■

対 象▶ 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
対象工事▶ 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造（判定値1.0以上かつ階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3加算した数値以上）となる工事
補 助 額▶ 最大100万円（耐震改修工事費の80%を補助します。）
問合せ先▶ 総務部市民安全課（TEL:85-6072）

■木造住宅段階的耐震改修費補助事業■

対 象▶ 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
対象工事▶ 〈一段目〉判定値を1.0以上とする補強計画（1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を、改修工事前の判定値に0.3を加算した数値以上とするものに限る。）に基づき、その一部を工事することにより、1階の判定値を1.0以上とする工事又は判定値を0.7以上1.0未満とする工事（改修工事前の判定値が0.4以下に限る。）
〈二段目〉一段目耐震改修工事に係る補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、補強計画に基づき、判定値を1.0以上とする工事
補 助 額▶ 〈一段目〉最大60万円 〈二段目〉最大40万円
（耐震改修工事費の80%を補助します。）
問合せ先▶ 総務部市民安全課（TEL:85-6072）

■木造住宅除却費補助事業■

対 象▶ 前年度までに市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
対象工事▶ 解体、運搬及び処分する工事
補 助 額▶ 最大20万円（対象工事費の23%を補助します。）
問合せ先▶ 総務部市民安全課（TEL:85-6072）

■木造住宅耐震シェルター整備費補助事業■

対 象▶ 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
対象工事▶ 一部屋を安全にするもので、安全性の評価を受けた市の定める耐震シェルターを整備する工事
補 助 額▶ 最大20万円（耐震シェルターの購入、運搬、整備費等の1/2を補助します。）
問合せ先▶ 総務部市民安全課（TEL:85-6072）

■建築に関する相談■

事業内容▶ 春日井市役所市民相談コーナーにて、毎週火曜日の午後1時から午後4時まで、建築士による建築全般に関する市民相談を実施
問合せ先▶ 市民相談コーナー（TEL:85-6620）



住宅の耐震診断、耐震改修工事トラブルに注意しよう！

トラブルにあわないためには…

- ① その場ですぐ契約しないで、内容をじっくり検討して、家族や知人、知り合いの建築関係者ともよく相談しましょう。
- ② 無料耐震診断等の宣伝には十分注意し、安易な気持ちで頼まないようにしましょう。